

(3) 実質公債費比率**12.0%**

実質公債費比率は、早期健全化基準、財政再生基準のほかにも指標が18%以上になると、県債の発行に際して総務大臣の許可が必要となり、25%を超えると一部の県債の発行が制限されますが、本県の比率は、これを大きく下回っています。

さらに、指標が16%未満の団体は、県債の発行に際して総務大臣との協議が不要となる届出団体となりますが、本県はその要件を満たしています。

(算式)

$$\frac{\text{県債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100 \text{ の3か年平均}$$

単年度の比率は0.7ポイント増加しましたが、比率増加の主な要因は、県債の元利償還金等の増加に対して、そのうち交付税算入額の増加が小さかったためです。
また、平成22年度と平成25年度の比較では1.2ポイント増加しているため、3か年平均の実質公債費比率は前年度に比べ0.4ポイント増加しました。

(単位: 億円。表示単位未満は四捨五入)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
①県債の元利償還金	835	854	866	899
臨時財政対策債	103	113	124	151
その他	732	741	741	747
②準元利償還金	96	106	111	125
うち減債基金積立 (満期一括償還の県債の償還準備部分)	39	53	67	81
③交付税に算入された元利償還金等	498	510	525	552
④元利償還金等の財源に充てられる特定財源	18	17	17	17
分子⑤ = (① + ②) - (③ + ④)	415億円	433億円	435億円	455億円

⑥標準財政規模	4,169	4,166	4,202	4,188
⑦交付税に算入された元利償還金等(再掲)	498	510	525	552
分母⑧ = ⑥ - ⑦	3,671億円	3,656億円	3,677億円	3,636億円

単年度比率 ⑤ / ⑧	11.30558	11.83991	11.83327	12.52434
-------------	----------	----------	----------	----------

平成25年度決算の比率 (平成23~25年度の平均)	12.0
平成24年度決算の比率 (平成22~24年度の平均)	11.6

○平成25年度決算に基づく実質公債費比率

12.0%

早期健全化基準

< 25.0%